（例）神奈川太郎さんが、A クリニックを受診し、検査を受け、陽性の確定診断を受け、
コロナに係る薬の処方せんの発行を受け、B 薬局で薬を処方された。

①A クリニックの領収書

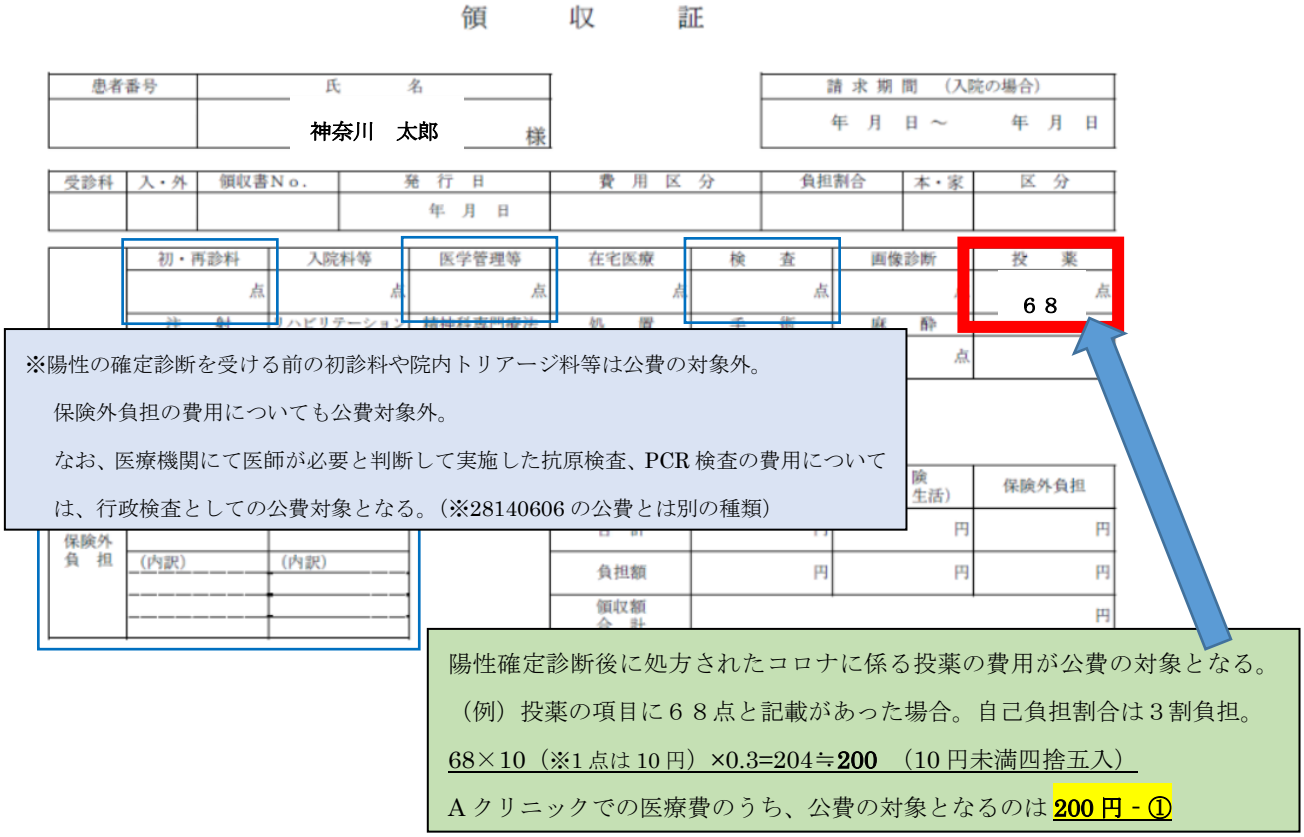

領　収　証

患者番号	氏　名
	神奈川　太郎　様

請求期間（入院の場合）
年　月　日～　年　月　日

受診料	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
			年　月　日				

初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
点	点	点	点	点	点	６８ 点

※陽性の確定診断を受ける前の初診料や院内トリアージ料等は公費の対象外。
保険外負担の費用についても公費対象外。
なお、医療機関にて医師が必要と判断して実施した抗原検査、PCR 検査の費用については、行政検査としての公費対象となる。（※28140606 の公費とは別の種類）

保険外負担		
	(内訳)	(内訳)

	保険外負担
円	円
円	円
円	円
円	

陽性確定診断後に処方されたコロナに係る投薬の費用が公費の対象となる。
（例）投薬の項目に６８点と記載があった場合。自己負担割合は３割負担。
68×10（※1 点は 10 円）×0.3=204≒200　（10 円未満四捨五入）
A クリニックでの医療費のうち、公費の対象となるのは 200 円 - ①

②B 薬局の領収書

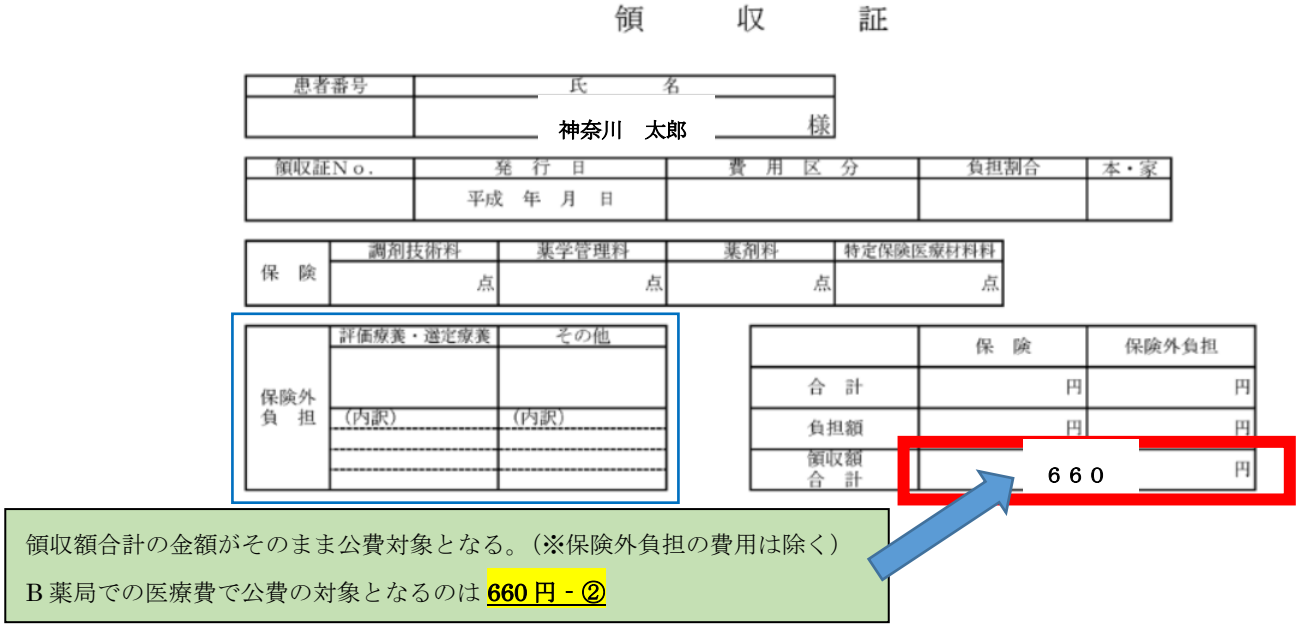

領　収　証

患者番号	氏　名
	神奈川　太郎　様

領収証No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家
	平成　年　月　日			

保険	調剤技術料	薬学管理料	薬剤料	特定保険医療材料料
	点	点	点	点

保険外負担	評価療養・選定療養	その他
	(内訳)	(内訳)

	保険	保険外負担
合計	円	円
負担額	円	円
領収額合計	６６０ 円	

領収額合計の金額がそのまま公費対象となる。（※保険外負担の費用は除く）
B 薬局での医療費で公費の対象となるのは 660 円 - ②

よって、神奈川太郎さんの医療費申請における、償還払いの対象となる金額は、
200 円 - ①　＋　660 円 - ②　＝　８６０円となる。